

一般診療科医と精神科医の 連携に関する手引き



出雲地域精神保健福祉協議会・出雲医師会・出雲保健所
平成25年4月

はじめに

出雲地域では、自死対策の一環としてうつ病の重症化を防ぐことを目的として、うつ病の早期発見・早期適正治療を推進するため、一般診療科医と精神科医が連携するシステムとして「一般診療科医と精神科医の連携に関する手引き」を作成しました。

この手引きを作成するに当たっては、平成22年度に「かかりつけ医のうつ病対策に関する実態調査」にご協力いただき、日常診療を踏まえ一般診療科医と精神科医の医療連携が円滑に進められる工夫を検討してきました。その中で、「約7割の医療機関が1ヶ月以内にうつ状態の患者を診察していること」、「約6割の医療機関には相談できる専門医がいる一方、相談できる専門医がない機関では診療に悩むことが多いこと」などの課題が浮かび上がってきました。また、「医療連携をする際のスクリーニングの基準、その紹介手順や窓口など具体的にお知らせしていくことが必要である」とのご意見もいただきました。

この手引きでは精神科医療機関と連携しやすくなるよう、スクリーニング様式と基準、精神科への紹介手順、紹介様式、精神科医療機関一覧を掲載しております。

うつ病診療の一層の充実にめざし、プライマリ・ケアを担当する一般診療科医と精神科医による円滑な連携の一助として、日々の診療の中でこの手引きをご活用いただければ幸いです。

**出雲地域精神保健福祉協議会会長
小林 孝文**

目次

●一般診療科医と精神科医の連携方法について	
1. 目的	1
2. 対象	
3. 精神科医への紹介	
4. 一般診療科医、精神科医の役割分担	2
5. 精神科紹介時の患者への説明事項	
6. 紹介の方法	
7. 一般診療科医から精神科医への診療情報提供書	3
8. 患者が精神科への受診に抵抗がある場合	
9. 精神科医から一般診療科医への診療情報提供書	
●一般診療科医と精神科医の連携図	4
●「うつ病の自己チェック」	5
様式1 診療情報提供書（紹介用）	6
様式2 診療情報提供書（返信用）	7
●精神科医療機関一覧	8
●（参考）こころの悩みに関する相談窓口一覧	9

1 目的

このシステムは、一般診療科医と精神科医の連携方法を明確にし、うつ病患者の早期発見・早期治療につなげることを目的とする。

2 対象

この紹介システムは、うつ病の疑いがある患者を対象とする。

3 精神科医への紹介

一般診療科医は、うつ病スクリーニングを可能な範囲で実施し、治療方針を判断する。

(1) うつ病スクリーニングの実施対象

- ① 不眠が2週間以上継続している患者
- ② 身体症状（倦怠感、頭痛、腰痛等）があり、かつ不眠が続いている患者

(2) うつ病スクリーニングの実施

うつ病スクリーニングとして「うつ病の自己チェック」（出雲医師会または出雲保健所のホームページからダウンロード可）を実施する。実施前には患者に「ストレスが溜まっている可能性がありますので、その様子を確認してみましょう」など、スクリーニングの必要性を説明する。

「うつ病の自己チェック」

- ① 「1, 2のどちらかが0で、さらに1～9が5つ以上0」の場合は、うつ病を疑い、抗うつ剤の治療を2か月継続し、うつ症状の改善がみられない場合や治療途中で増悪がみられる場合には精神科医に紹介する。

(3) うつ病スクリーニングが不要な場合

- ① 希死念慮がある患者
- ② 幻覚・妄想・産後うつなど、その他のうつ病が疑われる患者
- ③ その他、うつ病スクリーニングの実施の同意を得ることが困難な患者や、主治医がうつ病スクリーニングを不要または不可能と判断した患者
→主治医の判断により精神科医に紹介

4 一般診療科医、精神科医の役割分担

- (1) 一般診療科医はうつ病の患者を早期発見・早期治療に結びつけるため、うつ病スクリーニングを実施し、状況に応じてタイムリーに精神科を紹介する。
なお、身体疾患の治療は継続するとともに、一般診療科で治療可能なうつ病であれば、精神科医のアドバイスを受けながら、抗うつ剤等による治療を実施する。
- (2) 精神科医は、一般診療科医から紹介された患者を診断し、一般診療科で治療可能なうつ病であれば、一般診療科医に治療について適宜アドバイス等をする。一般診療科で治療が困難なうつ病であれば、精神科での治療を実施し、治療状況等を一般診療科へ適宜報告することとする。

5 精神科紹介時の患者への説明事項

患者に精神科受診をすすめる時には、以下の事項を配慮することによって、患者の気持ちを和らげるように努める。

- (1) 「心の不調があるかもしれないので、専門家に診てもらいましょう」など、精神科を受診する必要があること。
- (2) 心の病気は誰もがかかる可能性があること。
- (3) うつ病であれば、薬での治療が有効であること。
- (4) 精神科を受診後も、身体疾患については引き続き一般診療科で治療可能であり、うつ病の治療についても安定したら一般診療科でも対応可能であること。

6 紹介の方法

一般診療科医が精神科医に患者を紹介する場合には、以下の点に留意する。

- (1) 一般診療科医は、紹介先の精神科医療機関に、患者の症状など様式1の内容について電話連絡し、患者を紹介したい旨を伝える。
(精神科医療機関の連絡先は、8ページを参照)
- (2) 精神科医療機関は、電話で得た情報から受診の必要性や緊急度を判断し、受診予約を入れる。(※1)
- (3) 一般診療科医は、患者に精神科医療機関への受診日を伝える。

※1 精神科以外の診療科を標榜する保険医療機関が、入院中の患者以外の患者について、うつ病等の精神障がいの疑いによりその診断治療等の必要性を認め、患者の同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関に当該患者を紹介した場合に算定できる精神科医連携加算(200点)は、1か月以内の受診日を予約することが条件となっている。

7 一般診療科医から精神科医への診療情報提供書

(別添様式1 ※2)

一般診療科医から精神科医への診療情報提供書には、以下の内容を可能な範囲で記載する。

- (1) 受診主訴・症状経過・検査結果・治療経過（投薬内容等）
- (2) 症状
- (3) 生活状況（ストレスの状況）
- (4) その他（既往歴、家族歴等）

※2 出雲医師会または出雲保健所のホームページからダウンロード可。様式1と同様の内容が含まれていれば、任意様式の使用も可能。

8 患者が精神科への受診に抵抗がある場合

患者が精神科への受診に抵抗がある場合には、本人の同意を得た上で、家族に受診の必要性について説明し協力を得る。自死のための行動など緊急対応を必要とする場合、主治医が判断した場合は、精神科救急情報センター（平日昼間は、出雲保健所心の健康支援課 電話番号：0853-21-1653、休日・夜間は県立こころの医療センター 電話番号：0853-30-2100）に連絡し対応を相談する。

9 精神科医から一般診療科医への診療情報提供書

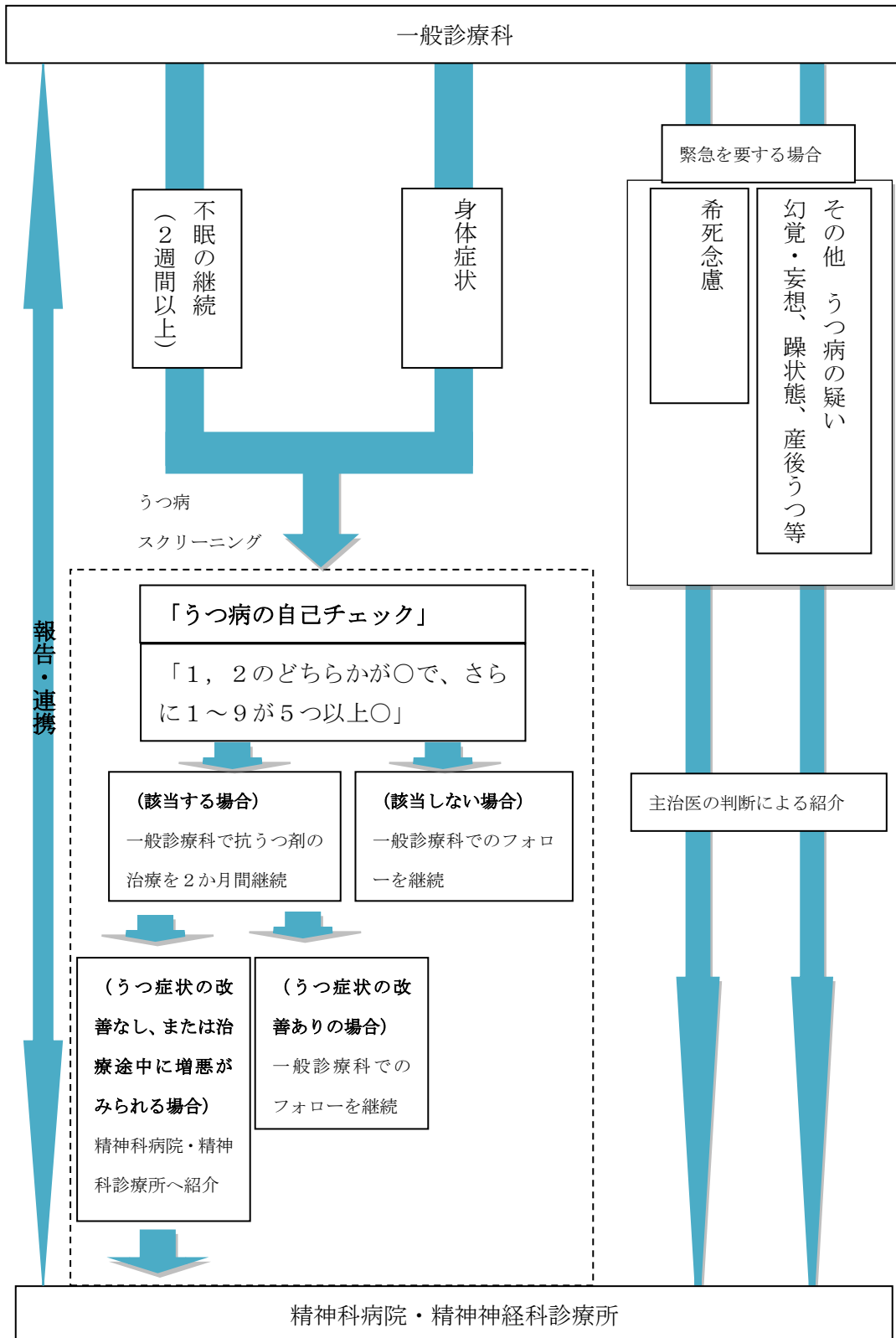
(別添様式2 ※3)

精神科医は、初回診察終了後、診察の状況を一般診療科医に返信する。また、初診後半年間経過後も受診を継続している場合は、経過を一般診療科医に報告する。返信・報告内容は以下の事項とする。

- (1) 診断名
- (2) 病状
- (3) 治療計画および処方内容
- (4) その他

※3 出雲医師会または出雲保健所のホームページからダウンロード可。様式2と同様の内容が含まれていれば、任意様式の使用も可能。

一般診療科医と精神科医の連携図



「うつ病の自己チェック」

最近（ここ2週間ほど）こんなことが続いていませんか？

- 1 毎日のように、憂うつな気分または沈んだ気持ちがする。
- 2 何ごとにも興味がわかない。いつも楽しめていたことが楽しめない。

この項目が1つでも当てはまる方は、医師に相談してください。

そのほかに、以下のような症状が毎日のようであれば医師に伝えてください。

- 3 食欲の低下または上昇、あるいは体重の増減がある。
- 4 睡眠の悩みがある。（寝つきが悪い、真夜中や早朝に目が覚める、寝過ぎる）
- 5 話し方や動作が鈍くなる。イライラしたり落ち着きがない。
- 6 疲れを感じたり、気力がわかない。
- 7 「自分は価値のない人間だ」「悪いことをした」などと感じる。
- 8 仕事でもプライベートでも、集中したり決断することが難しい。
- 9 「死んだほうがましだ」「生きていたくない」などと考える。

1、2のどちらかが「○」で、さらに1～9で5つ以上「○」の場合

うつ病の可能性がります

かかりつけ医や専門医に相談しましょう

「一般医療機関におけるうつ状態・うつ病の早期発見とその対応」より

様式1

診療情報提供書(紹介用)

令和 年 月 日

病院(医院)

先生

医療機関名

所在地

医師氏名

電話番号

患者	氏名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日 (歳)	性別	男・女
	住所				職業	
<p>受診主訴・症状経過・検査結果・治療経過(投薬内容等)</p> <p>◇できるだけ詳細に記載してください</p> <p>症状(該当するもの全てに○を付けて下さい)</p> <p>◇睡眠障害 : 毎日・時々・なし (入眠困難・中途覚醒・早期覚醒・浅眠)</p> <p>◇食欲低下 : 毎日・時々・なし (体重減少()カ月で()kg減少)</p> <p>◇全身倦怠感 : 毎日・時々・なし</p> <p>◇意欲低下 : 毎日・時々・なし</p> <p>◇気分の落ち込み : 毎日・時々・なし</p> <p>◇その他 : ()</p> <p>◇「うつ病の自己チェック」 (該当する番号に○を付けて下さい) (※別紙でも可)</p> <p>1 ()、2 ()、3 ()、4 ()、5 ()、 6 ()、7 ()、8 ()、9 ()</p> <p>生活状況(ストレスの状況)</p> <p>(分かれば記載して下さい。該当するもの全てに○を付けて下さい)</p> <p>◇仕事 : 過労・離職(退職)・異動・職場の対人関係・経営不振</p> <p>◇家庭生活 : 借金苦・死別・別居・家族関係の問題・自分の病気・家族の病気</p> <p>◇その他 : ()</p> <p>その他(既往歴、家族歴等)</p>						

様式 2

診療情報提供書(返信用)

令和 年 月 日

病院(医院)

先生

医療機関名

所在地

医師氏名

電話番号

患者	氏名		生年 月日	T・S・H・R 年 月 日 (歳)	性別	男・女
	住所			職業		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>診断名</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>症状</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>治療計画及び処方内容</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>その他</p> </div>						

※初回診察終了後及び初診後半年経過後(受診を継続している場合)に返信・報告してください。

出雲管内の精神科医療機関一覧

1 精神科医療機関（診療所）

医療機関	電話番号	所在地	診察日・診療時間	入院
あさひクリニック	20-1058	出雲市塩冶町 950-2	月・火・水・金 9:00～12:00, 13:00～17:00 木・土 9:00～12:00	—
エスポアール出雲クリニック	21-9779	出雲市小山町 361-2	月 8:30～12:00, 16:00～19:00 火・金 8:30～12:00, 14:00～19:00 水・土 8:30～12:00, 14:00～17:00 木 9:00～12:00	—
日本ホリスティッククリニック 佐々木医院	25-1311	出雲市塩冶善行町 14-1	金 10:00～12:00, 14:00～19:00 土 15:30～19:00	—
竹内クリニック	23-8686	出雲市塩冶町 1466-1	月・火・水・金 9:00～12:30, 15:30～18:30 土 9:00～13:00	—
まつぎきクリニック	31-7700	出雲市姫原 4 丁目 10-2	月・火・水・金 8:30～12:30, 14:30～18:30 土 8:30～12:30, 13:30～17:00	—
さつきクリニック	63-5601	出雲市平田町 2944-20	月・火・水・金 13:00～15:30	—
さとうクリニック	62-4311	出雲市平田町 989-1	月・火・水・金・土 9:00～12:00, 15:30～18:30	—

2 精神科医療機関（病院）

医療機関	電話番号	所在地	診察日・診療時間	入院
島根県立中央病院	22-5111	出雲市姫原 4-1-1	月～金 9:00～12:00, 13:00～15:00	○
島根大学医学部附属病院	23-2111	出雲市塩冶町 89-1	月～金 8:30～17:15 ※原則精神科医療機関からの紹介のみ。 (ただし、4 ページ連携図中の「緊急を要する 場合」はこの限りではありません。)	○
出雲市立総合医療センター	63-5111	出雲市灘分町 613	月 8:30～11:30, 12:00～15:30 (午前は不定期、予約制) 木 12:00～15:30 (月 2 回、予約制)	—
島根県立こころの医療センター	30-0556	出雲市下古志町 1574-4	月～金 9:00～17:15 (予約制)	○
海星病院	21-3521	出雲市大津町 3656-1	月・木・金・土 9:00～12:00 火・水 9:00～12:00, 13:00～17:00	○

(参考) こころの悩みに関する相談窓口一覧

内 容	相 談 窓 口	受付時間等	電話番号
心、思春期、 アルコール、 物忘れなど	出雲市役所 本庁 健康増進課 健康づくり推進係	8:30~17:15 (土・日・祝・年末年始を除く)	0853-21-6976
	本庁 福祉推進課 相談支援係		0853-21-6905
	平田行政センター 市民サービス課		0853-63-5780
	佐田行政センター 市民サービス課		0853-84-0118
	多伎行政センター 市民サービス課		0853-86-3116
	湖陵行政センター 市民サービス課		0853-43-1215
	大社行政センター 市民サービス課		0853-53-3116
	斐川行政センター 市民サービス課		0853-73-9112
	出雲保健所 心の健康支援課	8:30~17:15 (土・日・祝・年末年始を除く)	0853-21-1653
	精神科医師によるこころの健康相談	原則毎月第1・3水曜日 13:00~14:30 (予約制/無料)	0853-21-1653
お酒の困りごと相談	原則毎月第2水曜日 9:00~10:30 (予約制/無料)	0853-21-1653	
心のダイヤル (島根県立心と体の相談センター)	9:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)	0852-21-2885	
専門相談ダイヤル ※ひきこもり、依存症 (島根県立心と体の相談センター)	8:30~17:15 (土・日・祝・年末年始を除く)	0852-21-2045	
地域生活支援センター ふあっと	9:00~18:00 (土・日・祝・年末年始を除く)	0853-25-0130	
地域生活支援センター こいこ	9:00~17:00 (直江 10:00~16:00) (土・日・祝・年末年始を除く)	0853-72-7085	
人生の様々な悩み、 自死防止	島根いのちの電話	(月~金) 9:00~22:00 (土) 9:00~24:00 (日) 0:00~22:00	0852-26-7575 0570-783-556
	自殺予防いのちの電話	毎月10日 8:00~翌日 8:00 24時間フリーダイヤル	0120-738-556

発行 平成25年4月26日

島根県出雲保健所

〒693-0021 出雲市塩冶町223-1

TEL: 0853-21-1653

FAX: 0853-21-7428